

平成19年度 第4回流山市福祉施策審議会 議事概要

日 時

平成20年3月19日(水) 午後2時00分～

場 所

流山市役所第1庁舎4階第1・2委員会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 流山市災害時要援護者避難支援計画の作成について

(2) その他

4 閉 会

出席した委員および職員

委 員...玉川 定雄・臼井 みどり・漆原 雄一・渡部 昭・米山 孝平・松本 裕美・篠田 光代・高橋 英吉・中 登・大野 トシ子・久保 悌二郎・中澤 金司・坂本 ヒロ子

事務局・職員...・飯田 信義 健康福祉部長・沼澤 輝義 子ども家庭部長・山口 守 高齢者生きがい推進課長・小笠原 正人 障害者支援課長・須賀 博宣 健康増進課長・針ヶ谷 勉 子ども家庭課長・櫻井 範子 保育課長・眞田 朝光 社会福祉課長・友野 哲雄 健康福祉政策室長

傍聴人...2人

会議の内容

(1) 流山市災害時要援護者避難支援計画の作成について

事務局から流山市災害時要援護者避難支援計画の作成について説明

議 長： ただいま事務局から流山市災害時要援護者避難支援計画の作成について説明がありました。皆様から御意見を伺います。

委 員： 災害時の要援護者の捉え方として、介護保険の要介護3以上の居宅で生活している人、障害程度が身体障害(1・2級)、知的障害(療育手帳A等)、精神障害(1級)の人、その他一人暮らし高齢者等で支援を要する人と定義していますが、この定義をする必要があるのですか。それ以外の人是要援護者として避難支援プランを作成していただけないのですか。

事務局： 国のガイドラインにも示されている内容ですが、この要援護者の捉え方については、尺度として計画書の必要要件でもあります。避難支援プランは手上げ方式で行い、支援を要する人を

線引きするものではなく、これは原則的に示したものです。対象と成り得る方の数値を示してありますが、これは目安とするもので要介護1だけど支援を要する人であれば対象とするもので原則的に対象者を示しているものです。表現に「原則的」を入れたいと思います。

委員： 要援護者のリスト作成はどのようにされるのですか。手上げ方式とっていますが民生委員や自治会等の情報を活用されるとよいと思います。社会福祉課で対応するとなっていますが多くの情報を扱うことが可能でしょうか。

事務局： 要援護者の名簿作成にあたっては、民生委員や地区社会福祉協議会、自治会等の協力をいただきたいと思います。その後、同意を得られた方の避難支援個人計画を策定していきたいと考えています。

委員： 施設の入所者の定義はどうなりますか。特養ホームやショートステイの入所者は避難支援プラン策定の対象者となるのですか。

事務局： 24時間入所者は、施設において災害時の対応をお願いしたいと思います。通所施設の利用者は避難支援プラン作成の対象者に成り得ると考えています。

委員： 団体に入っている人には、災害時要援護者避難支援プランの作成についての情報は得られると思いますが、その他の人がリストから漏れることのないように情報提供の充実をお願いします。

事務局： どのようにリストアップを図っていくかということですが、そのための情報提供には、広報紙やホームページがあります。これだけでは十分とはいえませんので、掲示物、団体の連絡網等、多くの人に周知が図れる方法等を検討したいと思います。

議長： 広報紙やホームページに掲載したからよいのではないと考えます。いざという時に漏れることのないように周知の徹底をお願いしたいと思います。

委員： 団体等の役割について積極的に推進されたいと思います。新潟地震のときは、社会福祉施設は協力的に受け入れてくれたようです。社会福祉施設には、それなりに使命というものがあると考えます。そのような物的、人的資源は活用されたらよいと思います。そういうことをこの計画では検討されてきたのですか。

事務局： 来年度に災害時要援護者避難支援連絡会議を設置していくことがこの計画の大きな柱になっています。そこに各施設や団体に参加していただいて、具体的に検討していきたいと考えています。

委員： 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等、それぞれ特性というものがあります。それに対応した避難場所というものがあると考えますので、そういうものを検討していただきたい。

委員： 手上げ方式で避難支援プランを策定するということがありますが、各団体等から集まってくる情報で市が名簿を作成し、そこから個人計画を作ってフィードバックすることになります。自助または家族で助け合うことも必要ですが、個人計画の支援者として情報がどのようにフィードバックされ活用されるのですか。

事務局： この計画では、名簿の作成と個人計画の作成が2段階になっています。名簿の作成にあたっては、民生委員、自治会、行政がもっている情報を共有することになります。そこから同意方

式で個人計画を作成するわけです。個人計画には民生委員、近所の人等具体的に支援者となる人を指定するわけです。支援者となった人には、普段から要援護者との交流をお願いし、いざという時に支援していただきます。

委員： 日頃からの備えとして、豊かなコミュニティを形成することが災害時の避難支援の基礎となることや地域における防災の行事や自治会等の参加を通じて地域社会との交流を図ることが大切とありますが、具体的にはどのようなことが予定されるのですか。障害者等にとって十分な交流が図れていないと思います。

事務局： 痴呆の高齢者や障害者においても地域社会との交流に苦勞があります。これをきっかけに自治会や社会福祉協議会に声をかけて要援護者となる背景について地域社会の認識や理解を得ていく必要があります。

議長： 個人計画ができれば、災害時に要援護者に逢うだけでなく日頃からのコンタクトが必要であると思います。要援護者と支援者との相性という問題もあります。

事務局： 支援者との相性の問題は、地域社会の中でうまく調整しながらお願いしたいと思います。

議長： いろいろ意見がでましたが、この意見を答申に活かしていただきたいと思います。事務局の答申案について説明をお願いしたいと思います。

事務局： (答申案を説明)

議長： 今回、多くの意見がでましたので、これを取り入れて作成していただき、答申案としたいと思いますので御了承をお願いします。答申は、3月24日に市長へ行う予定です。

(2) その他

保育料の改正について保育課から報告